小作爭議調査表

No. 72

（昭和八年八月分）

場所	朝倉郡立石村大字立野
發生終熄	昭和八年六月二五日 昭和〃年八月一九日
關係人員	地主 深口仁作 小作人 祇田市次郎
關係地種類面積	畑 四畝歩
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	ナシ
原因	地主は自己営業の傘干場に使用せと小作人に対し四畝歩の返還方を要求したるも一畝歩を返還し残り三畝歩を返還せざるに因る。
要求事項	土地返還要求
經過	六月二十五日、残余の三畝歩の果樹殺を伐採し開墾したり、故に小作人は全農福岡縣令会福村支部員鶴田磯平の應援を求め抗爭するに至りたり。今迄有志五名は務々調停に努めたる結果下記條件にて解決したり
結果	一、地主は小作人に対し雑作料として金十五円を後すること 一、小作人は即時土地返還すること。

財團法人 協調會福岡出張所

（月報番号第九四号）

備考	